











岡山県告示第百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、漁業権の内容となるべき事項、存続期間等を次のように定めた。

なお、この漁業権漁場図は、岡山県農林水産部水産課に備え置き縦覧に供する。

平成三十年六月八日 岡山県知事 伊原 木 隆 太

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町取揚島地先

4 漁場の区域 基点第一六号、点ア、点イ及び基点第一八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石住

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

点ア 基点第一号から基点第一六号見通し線上基点第一六号から二、一〇メートルの点

一〇メートルの点

点イ 基点第一八号から備前市日生町鹿久居島西オースト見通し線

と、点アから真方位一八〇度〇三分四八秒見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

一、地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

岡山県告示第百四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、漁業権の内容となるべき事項、存続期間等を次のように定めた。

なお、この漁業権漁場図は、岡山県農林水産部水産課に備え置き縦覧に供する。

平成三十年六月八日 岡山県知事 伊原 木 隆 太

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町取揚島南西地先

4 漁場の区域 基点第一八号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一八号の各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石住

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

点ア 基点第一八号から真方位一八〇度見通し線上基点第一八号から二、四〇〇メートルの点

二、四〇〇メートルの点

点イ 点アから基点第二七号見通し線と、点ウから真方位一八〇度見

通し線との交差点

点ウ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点エから真方位一

八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第一六号から基点第一八号見通し線上基点第一六号から二、一〇メートルの点

一〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

一、地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ五直線

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦町岡山県・兵庫県境界右柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第一六号 備前市日生町取捨島北端に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町網崎防波堤基部から防波堤上三〇メートル

の位置に設置した標識

点ア 基点第二号から基点第一九号見通し線と、基点第一号から基点

第一六号見通し線との交差点

点イ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から三

四三〇メートルの点

点ウ 兵庫県赤穂市松ノ鼻から真方位二三九度見通し線と、点イから

真方位一八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第一号から真方位一八〇度見通し線と、兵庫県赤穂市松ノ

鼻から真方位二三九度見通し線との交差点

点オ 基点第二号から基点第一九号見通し線と、基点第一号から真方

位一八〇度見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

1 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町寒河浜山下柘地先

4 漁場の区域 基点第七号、点ア、点イ及び基点第一〇号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七号 備前市日生町寒河浜川リフラクトリーズ株式会社岡山工場西側防

波堤基部に設置した標識

基点第一〇号 備前市日生町寒河浜山下柘地防上東基部から西へ二〇〇メ

ートルの点に設置した標識

点ア 基点第七号から真方位一六五度見通し線上基点第七号から一五

〇メートルの点

点イ 基点第一〇号から真方位一六五度見通し線上基点第一〇号から

一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

1 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 基点第二〇号、点ア、点イ、点ウ及び基点第三四号の各点を順次結

点の位置

んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第九号 備前市日生町楯越山(一、二六)山麓東端に設置した標識

基点第二〇号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識

基点第三二号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識

基点第三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第三四号 基点第三三号から海岸線北へ、五〇メートルの地点に設置した標識

た標識

点ア 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から五〇

メートルの点

点イ 基点第三二号から日生港東旧防波堤先端見通し線上基点第三二

号から五〇メートルの点

点ウ 基点第三四号から備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通

し線上基点第三四号から五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く。)

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によ

て囲まれた区域

点の位置

基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識

基点第八六号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

点ア 基点第八六号から真方位 一〇度見通し線上基点第八六号から

六五〇メートルの点

点イ 基点第八六号から真方位 一〇度見通し線上基点第八六号から

一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第八五号から真方位 一〇度見通し線上基点第八五号から

一、四〇〇メートルの点

点エ 基点第八五号から真方位 一〇度見通し線上基点第八五号から

五五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く。)

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町椋岩地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によ

て囲まれた区域

点の位置

基点第四一号 備前市日生町頭島コドロ鼻突端に設置した標識

基点第五一号 備前市日生町頭島漁港旧西防波堤突端に設置した標識

基点第六五号 備前市日生町鶴島東地先に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島嶺東端に設置した標識



点ア 基点第二四号から基点第一九号見通し線上基点第二四号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第二四号から基点第一九号見通し線上基点第二四号から、七〇〇メートルの点

点ウ 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から一、三〇〇メートルの点

点エ 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から一、一〇〇メートルの点

点オ 点サから点コの見通し線上点サから一、六五〇メートルの点

点カ 点サから点コの見通し線上点サから九〇〇メートルの点

点キ 基点第二七号から兵庫県赤穂市加屋赤穂港南東端見通し線上基点第二七号から一、一〇〇メートルの点

点ク 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から六〇〇メートルの点

点ケ 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から二二〇メートルの点

点コ 基点第一八号から真方位一八〇度見通し線上基点第一八号から、五〇〇メートルの点

点サ 基点第二七号から真方位一八〇度見通し線上基点第二七号から一〇〇メートルの点

地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識

基点第八六号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

点ア 基点第八六号から基点第二八号見通し線上基点第八六号から二五〇メートルの点

点イ 点アから真方位九六度見通し線上点アから一、〇〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位一八〇度見通し線上点イから三二〇メートルの点

点エ 点アから真方位一七六度見通し線上点アから六〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

一 地元地区 備前市日生町(頭島を除く)

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島北地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、基点第八七号及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識

基点第八六号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

基点第八七号 備前市日生町かもめ島東端に設置した標識

基点第八九号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識

点ア 基点第八六号から基点第二八号見通し線上基点第八六号から一〇メートルの点

点イ 基点第八六号から基点第二八号見通し線上基点第八六号から二〇メートルの点

点ウ 基点第八七号から基点第八九号見通し線上基点第八七号から二〇メートルの点

点オ 基点第八七号から基点第八九号見通し線上基点第八七号から二〇メートルの点

点エ 基点第八七号から基点第八九号見通し線上基点第八七号から二〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島南地先

4 漁場の区域 点オ、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第九号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

だ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第五五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第八一号 備前市日生町鹿久居島下軒湾の西に設置した標識

基点第八二号 備前市日生町首切島北端に設置した標識

基点第九九号 備前市日生町鹿久居島だん龜西端に設置した標識

点ア 基点第八二号から基点第八一号見通し線上基点第八二号から五〇メートルの点

点イ 基点第八二号から基点第八一号見通し線上基点第八二号から一〇メートルの点

点ウ 基点第八一号から基点第五五号見通し線上基点第八一号から二〇メートルの点

点エ 基点第八一号から基点第五五号見通し線上基点第八一号から二〇メートルの点

点オ 基点第八一号から基点第五五号見通し線上基点第八一号から二〇メートルの点

点エ 基点第八一号から基点第五五号見通し線上基点第八一号から二〇メートルの点

点オ 備前市日生町鹿久居島だん龜南西端

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない

二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島北地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第五五号、点ア、点イ、基点第五七号、基点第五六号及び点エの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島鼻南端に設置した標識

基点第五五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第五六号 備前市日生町大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ア 基点第五五号から基点第四二号見通し線上基点第五五号から三  
五〇メートルの点

点イ 基点第五七号から基点第四二号見通し線上基点第五七号から五  
三〇メートルの点

点エ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、最大高潮時海岸  
線との交差点

(2) 基点第五五号、点オ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島鼻南端に設置した標識

基点第五五号 備前市日生町大多府島北西ノコ鼻北端に設置した標識

基点第五六号 備前市日生町大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ウ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、基点第四二号か  
ら真方位一七一度見通し線との交差点

点エ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、最大高潮時海岸  
線との交差点

点オ 基点第五五号から基点第五七号見通し線と、基点第四二号から  
真方位一七一度見通し線との交差点

地元地区 備前市日生町(頭島を除く。)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

4 漁場の区域 基点第二四号及び基点第九二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

基点第二四号 備前市日生町鹿久居島北端に設置した標識

基点第九二号 備前市日生町鹿久居島北西に設置した標識

二 地元地区 備前市日生町及び兵庫県赤穂市福浦

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 基点第二一号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第二二号の各点を  
順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七―二番地地先海岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町橋越山(二二六)山麓東端に設置した標識

基点第二〇号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二三号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

基点第九六号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側北西端に設置した標識

点ア 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から五〇  
メートルの点

点イ 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から三〇  
メートルの点

点ウ 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から三〇  
メートルの点

- 〇メートルの点
  - 点ウ 基点第九六号から基点第六号見通し線上基点第九六号から二〇
  - 〇メートルの点
  - 点エ 基点第二二号から基点第六号見通し線上基点第二二号から二〇
  - 〇メートルの点
- 二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く)
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ

大直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第九号 備前市日生町桶越山(二二八)山麓東端に設置した標識

基点第二〇号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識

基点第三二号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識

基点第三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第三四号 基点第三三号から海岸線(北へ、五〇メートルの地点)に設置した標識

点ア

基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から三〇

〇メートルの点

点イ 基点第三二号から備前市日生町日生港旧東防波堤灯台見通し線

上基点第三二号から三〇〇メートルの点

- 点ウ 基点第三四号から備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第三四号から三〇〇メートルの点
- 点エ 基点第三四号から備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第三四号から五〇メートルの点
- 点オ 基点第三二号から日生港旧東防波堤灯台見通し線上基点第三二号から五〇メートルの点
- 点カ 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から五〇
- メートルの点
- 二 地元地区 備前市日生町
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島南地先

4 漁場の区域 基点第六三号、点ア、点イ及び基点第六四号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六三号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第六四号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識

点ア 基点第六三号から真方位・八〇度見通し線上基点第六三号から

二〇〇メートルの点

点イ 基点第六四号から真方位・三三〇度見通し線上基点第六四号から

八〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く)。

- 一 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 二 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 三 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一八号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島北地先

- 4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第七四号の各点を

順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六三号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第六四号 備前市日生町曾島ナカト南端に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七一号 備前市日生町鴻島北端に設置した標識

基点第七四号 備前市日生町鴻島バベ崎北東端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町鍋島北端見通し線上基点第七

〇号から二五〇メートルの点

点イ 点アから基点第六三号見通し線上基点アから一五〇メートルの

点

点ウ 基点第七一号から基点第六四号見通し線上基点第七一号から五

〇メートルの点

点エ 基点第七四号から真方位一四度見通し線上基点第七四号から一

〇〇メートルの点

地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一九号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

- 4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、点イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第三二一号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から邑久町鍋島北端見通し線上基点第七〇号から

二五〇メートルの点

点イ 基点第七七号から基点第三二一号見通し線上基点第七七号から

三二〇メートルの点

地元地区 備前市日生町及び瀬戸内市邑久町

- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第二〇号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町瀧島南東地先
- 4 漁場の区域 基点第七五号、点ア、点イ及び基点第七六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五一号 備前市日生町瀧島港河川防波堤突端に設置した標識

基点第七五号 備前市日生町瀧島岳ノ鼻突端に設置した標識

基点第七六号 備前市日生町瀧島タコメク鼻(峠の頭)突端に設置した標識

点ア 基点第七五号から基点第五一号見通し線上基点第七五号から四〇〇メートルの点

点イ 基点第七六号から備前市日生町大多府島イノコ岩見通し線上基点第七六号から、三〇〇メートルの点

- 二 地元地区 備前市日生町(瀧島を除く)
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第二一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島しだお湾地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第八九号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識

点ア 備前市日生町鹿久居島鶴石鼻突端から基点第八九号見通し線上

基点第八九号から三〇〇メートルの点

点イ 備前市日生町鹿久居島鶴石鼻突端から基点第八九号見通し線上

鶴石鼻突端から一、四〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位〇度見通し線上点イから二〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位〇度見通し線上点アから二〇〇メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第二二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町寒河川下前地先
- 4 漁場の区域 基点第五号、点ア及び点イの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五号 備前市日生町寒河川ノ鼻突端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

点ア 基点第五号から基点第二二号見通し線上基点第五号から二〇〇メートルの点

- 5 制限又は条件 船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。

二 地元地区 備前市日生町(瀧島を除く)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

くろそい、くろだい小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島北西地先

4 漁場の区域 基点第五号、点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島鼻南端に設置した標識

基点第五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第五六号 備前市日生町大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ア 基点第五号から基点第五七号見通し線と、基点第四二号から真方位一七一度見通し線との交差点

点イ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、基点第四二号から真方位一七一度見通し線との交差点

点ウ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、最大高潮時海岸線との交差点

線との交差点

二 地元地区 備前市日生町(頭島を除く。)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島千軒湾地先

4 漁場の区域 基点第一〇四号及び基点第一〇五号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一〇四号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤西基部に設置した標識

基点第一〇五号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤東基部に設置した標識

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点オ、点キ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

て囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島外輪鼻南端に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

基点第八四号 備前市日生町鶴島南端に設置した標識

基点第九四号 備前市日生町明神島西端に設置した標識

点ア 基点第九四号から基点第四二号見通し線上基点第九四号から五

メートルの点

点イ 点ウから点ア見通し線上点ウから五〇メートルの点  
点ウ 基点第八四号から基点第一〇二号見通し線上基点第八四号から  
五〇メートルの点

点エ 基点第八四号から基点第一〇二号見通し線上基点第八四号から  
八〇〇メートルの点  
点オ 点エから点カ見通し線上点エから五〇メートルの点

点カ 基点第九四号から基点第四二号見通し線上基点第九四号から五  
五〇メートルの点  
点キ 基点第九四号から基点第四七号見通し線と、点エから点カ見通  
し延長線との交差点

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町頭島東南地先

4 漁場の区域 基点第四二号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び基点第四  
二号の各点を順次結んだ七点線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島東南端に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第九四号 備前市日生町明神島西端に設置した標識

基点第一〇七号 備前市日生町頭島漁港入港防波堤基部から防波堤上四五

メートルの位置に設置した標識

メートルの位置に設置した標識

点ア 基点第四七号から基点第九四号見通し線と、基点第四二号から  
備前市日生町鹿久居島大浜東側突端見通し線との交差点

点イ 点アから基点第九四号見通し線上点アから九〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位一八〇度見通し線上点イから九〇〇メートルの  
点

点エ 基点第一〇七号から真方位一九〇度見通し線上基点一〇七号か  
ら五五〇メートルの点

点オ 基点第一〇七号から真方位一九〇度見通し線上基点第一〇七号  
から一三〇メートルの点

点カ 基点第四二号から基点第五二号見通し線上基点第四二号から一  
〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町頭島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町頭島北地先

4 漁場の区域 基点第四七号、点ア、点イ及び基点第四〇号の各点を順次結んだ三  
点線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三三三号 備前市日生町鹿久居島南端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

- 点ア 基点第四七号から鹿久居島タカの巣見通し線上基点第四七号から一〇〇メートルの点
- 点イ 基点第三三号から基点第四〇号見通し線と、点アから曾島南端見通し線との交差点
- 二 地元地区 備前市日生町頭島
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第二八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
かき垂下式養殖業  
九月一日から翌年四月三十日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町大府東地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
- 基点第五三号 備前市日生町大府島南東端に設置した標識
- 基点第八〇号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識
- 基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
- 基点第九九号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識
- 点ア 基点第五三号から基点第八五号見通し線上基点第五三号から一〇〇メートルの点
- 点イ 点アから基点第二九号見通し線上点アから一〇〇メートルの点
- 点ウ 点イから基点第二九号見通し線上点イから五〇〇メートルの点
- 点エ 基点第八〇号から点ウ見通し延長線上点ウから四〇〇メートルの点

- 点オ 基点第九九号から点エ見通し延長線上点エから五〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 備前市日生町頭島
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第二九号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
かき垂下式養殖業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識
- 4 漁場の区域 基点第三二号、点ア及び点イの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第三二号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識
- 基点第六五号 備前市日生町鴻島東海岸に設置した標識
- 点ア 基点第三二号から真方位五六度見通し線と、基点第六五号から真方位七八度三分見通し線との交差点
- 点イ 基点第六五号から真方位七八度三分見通し線と、鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点
- 二 地元地区 備前市日生町頭島
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三〇号  
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業  
かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島北地先

4 漁場の区域 基点第六〇号、点ア、点イ及び基点第六三号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五号 備前市日生町日生高岸南東端（株式会社ヨークアイ日生工場東）に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

基点第六三号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市御浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第六〇号から

五〇メートルの点

点イ 基点第六三号から基点第二〇一号見通し線上基点第六三号から

四〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三二一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市御浪越島地先

4 漁場の区域 基点第二〇一号、点ア、点イ、基点第二〇三号及び基点第二〇二号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二〇一号 備前市御浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市御浪越島南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市御浪高岸ノ鼻南端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高日鼻南端に設置した標識

点ア 基点第二〇一号から備前市日生町曾島西端見通し線上基点第二〇一号から五〇メートルの点

点イ 基点第二〇三号から基点第三〇一号見通し線上基点第二〇三号から一〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市（日生町を除く）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市前島東南地先

4 漁場の区域 基点第二一八号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第二二三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二〇三号 備前市御浪高岸ノ鼻南端に設置した標識

基点第二一八号 備前市前島南西端に設置した標識

基点第二二三号 備前市前島東北端に設置した標識

基点第二三三号 備前市前島東北端に設置した標識

基点第二三四号 備前市住古島北東端に設置した標識  
基点第二三五号 備前市唐島島頂に設置した標識  
基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二一八号から基点第二三四号見通し線と、基点第二〇三

号から基点第二三五号見通し線との交差点

点イ 基点第三〇号から点ア見通し線と、備前市穂浪片上大橋北詰

から備前市横島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第三〇号から点エ見通し線と、備前市穂浪片上大橋北詰

から備前市横島北端見通し線との交差点

点エ 基点第二三三三号から基点第二三四号見通し線と、基点第二〇三

号から基点第二三五号見通し線との交差点

地元地区 備前市（日生町を除く。）

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

二月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先

4 漁場の区域 基点第七六号、点ア、点イ及び基点第八〇号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七六号 備前市日生町鴻島タコズケ鼻（鼻の頭）突端に設置した標識

基点第八〇号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識

点ア 基点第七六号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見通し線上

基点第七六号から 三〇メートルの点

点イ 基点第八〇号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見通し線上  
基点第八〇号から 六六〇メートルの点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明及び布浜地先

4 漁場の区域 基点第三〇一号、点ア、基点第三三七号、基点第三三八号、点イ、

点ウ、点エ、点オ及び基点第三〇六号の各点を順次結んだ八直線と最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

基点第三〇六号 瀬戸内市邑久町虫明貝殻鼻突端に設置した標識

基点第三一〇号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

基点第三二〇号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部

基点第三三七号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北西角

基点第三三八号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北東角

基点第三三九号 瀬戸内市邑久町布浜穴ヶ鼻北東端に設置した標識

- 点ア 基点第三〇号から基点第二〇三号見通し線と、基点第三二七号から備前市久々井磨屋北端見通し線との交差点
  - 点イ 基点第三二九号から基点第二〇一号見通し線と、点ウから基点第二〇二号見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町備島島頂見通し線上基点第七〇号から三五〇メートルの点
  - 点エ 基点第七七号から基点第三二〇号見通し線上基点第七七号から四〇〇メートルの点
  - 点オ 基点第七七号から基点第三二〇号見通し線と、基点第三〇六号から基点第三〇七号見通し線との交差点
- 地元地区 瀬戸内市邑久町
- 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第三五号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
かき、あさり皿下式養殖業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町辰島北地先
  - 4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域  
(1) 基点第三二五号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第三〇八号の各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
(2) 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町辰島崎崎東端に設置した標識
- 点の位置
- 基点第七五号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識
  - 基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西ノコ岩に設置した標識
  - 基点第三〇七号 瀬戸内市邑久町辰島北端日の出鼻に設置した標識
  - 基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町辰島崎崎東端に設置した標識

- 基点第三二〇号 瀬戸内市邑久町辰島一つ石に設置した標識
  - 基点第三二一号 瀬戸内市邑久町辰島東端に設置した標識
  - 基点第三二二号 瀬戸内市邑久町辰島古世ノ鼻北端防波堤基部
  - 基点第三二二一号 瀬戸内市邑久町辰島小浜南端に設置した標識
  - 基点第三二二五号 瀬戸内市邑久町辰島大橋北橋脚基部
  - 基点第三二二七号 瀬戸内市邑久町辰島ノモリ東端に設置した標識
  - 点ア 基点第三二〇号から基点第三二七号見通し線上基点第三二〇号から一〇〇メートルの点
  - 点イ 基点第三二〇号から基点第三二七号見通し線と、基点第三二二〇号から基点第三二〇七号見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第三〇七号から基点第三二二一号見通し線と、基点第三二二一号から備前市日生町鴻島島頂見通し線との交差点
  - 点エ 基点第三〇七号から基点第三二二一号見通し線と、基点第三二二七号から基点第三二〇二号見通し線との交差点
  - 点オ 基点第三〇八号から基点第七五号見通し線と、基点第三二二七号から基点第三二〇二号見通し線との交差点
- 区域
- 点の位置
- 基点第三四〇号 瀬戸内市邑久町虫明大浜礁中央
  - 点カ 基点第三四〇号から真方位九〇度見通し線上基点第三四〇号から二〇〇メートルの点
  - 点キ 点カから真方位〇度見通し線上点カから一〇〇メートルの点
  - 点ク 点キから真方位九〇度見通し線上点キから一〇〇メートルの点
  - 点ケ 点クから真方位一八〇度見通し線上点クから一五〇メートルの点
  - 点コ 点カから真方位一八〇度見通し線上点カから五〇メートルの点
- 地元地区 瀬戸内市邑久町
- 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで



免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区両漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町山明及び福谷地先

4 漁場の区域 基点第三三三三号及び基点第三三二八号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって閉まれた区域

点の位置

基点第三三三三号

瀬戸内市邑久町瀬濱馬土鼻南端護岸に設置した標識

基点第三三二八号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区両漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町福谷及び尻海地先

4 漁場の区域 基点第三二八号、点ア及び基点第三三〇号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって閉まれた区域

点の位置

基点第三三三三号 瀬戸内市邑久町瀬濱馬土鼻南端護岸に設置した標識

基点第三二八号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識

基点第三三〇号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港北防波堤(新防波堤)突端に設置した標識

した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧鶴海塩業株式会社潮止えん場上に設置した標識

点ア

基点第四〇二号から備前市日生町大多府島南端見通し線と、基点第三三三三号から基点第三二八号見通し延長線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区両漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 基点第三三五号、点イ及び基点第四〇二号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって閉まれた区域

点の位置

基点第三三五号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港南防波堤基部に設置した標識

基点第三二六号 瀬戸内市邑久町福谷福鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧鶴海塩業株式会社潮止えん場上に設置した標識

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鳳島島頂に設置した標識

基点第四六〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓海岸東端に設置した標識

点ア 基点第三三五号から基点第四三〇号見通し線と、基点第三三三三号から基点第四六〇号見通し線との交差点

点イ 基点第四〇二号から基点第四三〇号見通し線と、基点第三三三三三六号から基点第四六〇号見通し線との交差点

- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第四一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
  - 第一種区画漁業
  - ひらめ小割式養殖業
  - 一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点第三四〇号 瀬戸内市邑久町虫明大浜礁中央
  - 点ア 基点第三四〇号から真方位九〇度見通し線上基点第三四〇号から二〇〇メートルの点
  - 点イ 点アから真方位〇度見通し線上点アから一〇〇メートルの点
  - 点ウ 点イから真方位九〇度見通し線上点イから一〇〇メートルの点
  - 点エ 点ウから真方位一八〇度見通し線上点ウから一五〇メートルの点
  - 点オ 点アから真方位一八〇度見通し線上点アから五〇メートルの点
- 地元地区 瀬戸内市邑久町
- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第四二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
  - 第一種区画漁業
  - 九月二十日から翌年三月三十一日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島西地先
- 4 漁場の区域 基点第四五六号、点ア、点イ、点ウ、基点第四二二号、点エ、点オ及び基点第四五六号の各点を順次結んだ七直線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
  - 基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
  - 基点第四四一号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港護岸に設置した標識
  - 基点第四四七号 瀬戸内市牛窓町百尋礁西端に設置した標識
  - 基点第四四九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識
  - 基点第四五一号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した標識
  - 基点第四五六号 瀬戸内市牛窓町黒島西防波堤突端に設置した標識
  - 基点第四五七号 瀬戸内市牛窓町鹿忍蓬崎灯台
  - 点ア 基点第四五六号から基点第四五、号見通し線と、基点第四四、号から基点第四五七号見通し線との交差点
  - 点イ 基点第四四、号から基点第四五七号見通し線と、瀬戸内市牛窓町黒島中ノ小島北端から基点第四四九号見通し線との交差点
  - 点ウ 基点第四二、号から基点第四二五号見通し線上基点第四二二号から一、〇〇〇メートルの点
  - 点エ 基点第四五、号から基点第四四七号見通し延長線上基点第四四七号から五〇メートルの点
  - 点オ 基点第四五一号から基点第四四七号見通し線と、基点第四五六号から基点第四五七号見通し線との交差点
- 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 地元地区 瀬戸内市牛窓町
- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

免許の内容となるべき事項

- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第四二四号、点ア、点イ及び基点第四二五号の各点を順次結んだ三股線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻先端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第四二四号から真方位一八〇度見通し線上基点第四二四号

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から真方位一八〇度見通し線上基点第四二五号

から一〇〇メートルの点

(2) 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ウ、点エ及び瀬戸内市牛窓町鹿

忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ二直線と西脇漁港防波堤によって囲

まれた区域

点の位置

基点第四六八号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所

東排水口先端に設置した標識

基点第四六九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父瀬地区漁業集積浄化センター

堤防北東端に設置した標識

点ウ 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

堤北東端から香川県小豆郡上庄町妙見崎東端見通し線との交差点

点エ 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町風島南地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ四直線によっ

て囲まれた区域

点の位置

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町牛窓川協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場

西端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四四九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識

基点第四五〇号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識

点ア 基点第四二五号から基点第四五〇号見通し線と、基点第四四九

号から香川県小豆郡上庄町千振島東端見通し線との交差点

点イ 点アから香川県小豆郡上庄町千振島東端見通し線上点アから五

〇メートルの点

点ウ 点イから香川県小豆郡上庄町千振島東端見通し線上点イから八

〇〇メートルの点

点エ 基点第四二二号から点ウ見通し延長線上点ウから八〇〇メー

ルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから二〇〇メートルの点

点カ 点キから点オ見通し線上点キから五〇メートルの点

点キ 点クから基点第四五〇号見通し線上点クから二〇〇メートルの点

点ク

点ク 基点第四二五号から基点第四五〇号見通し線と、基点第四二五

号から瀬戸内市牛窓町黒島西端見通し延長線との交差点

点ク 基点第四二二号から点ク見通し延長線上点クから五〇メートル

の点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

一 地元地区 瀬戸内市牛窓町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父羅及び岡山市東区宝伝地先

4 漁場の区域 点ア、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ六直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四五四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港西防波堤突端から基部に五〇メ

ートルの点に設置した標識

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一〇号 岡山市東区大島大ノ島北端に設置した標識

基点第六一六号 岡山市東区大島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六五七号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した標識

点ア 基点第六五七号から点コ見通し延長線上点コから六三〇メートルの点

点イ

点イ 点サから香川県小豆島土庄町葛島頂見通し線上点サから二〇〇メートルの点

点ウ

点ウ 点アから点イ見通し延長線上点イから二〇〇メートルの点

点エ 点スから点シ見通し延長線上点シから二〇〇メートルの点

点オ 点エから真方位三四六度見通し線上点エから四五〇メートルの点

点カ

点カ 点キから真方位七二度三〇分見通し線上点キから七七〇メートルの点

点キ

点キ 点クから基点第六五七号見通し線上点クから四〇〇メートルの点

点ク

点ク 基点第六五七号から点ア見通し線と、玉野市香田鉢立港北防波堤突端から基点第六一〇号見通し延長線との交差点

点ケ 基点第六〇一号から白石灯標見通し延長線と、基点第六一六号から岡山市東区大島沖波島南端見通し延長線との交差点

点コ 基点第六一六号から点ケ見通し延長線上点ケから二〇〇メートルの点

点サ 基点第六一六号から岡山市東区大島沖波島南端見通し延長線と、基点第四五四号から香川県小豆郡土庄町葛島頂見通し線との交差点

点シ 点サから基点第四五四号見通し線上点サから一〇〇メートルの点

点ス 点コから基点第六五七号見通し線上点コから一〇〇メートルの点

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

一 地元地区 瀬戸内市牛窓町並びに岡山市東区久々井、宝伝、大島及び正儀

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓師楽地先

4 漁場の区域 基点第四〇二号、点ア及び基点第四六〇号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって閉まれた区域

基点の位置

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん場上に設置した標識

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

基点第四六〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓師楽東端に設置した標識

点ア 基点第四〇二号から基点第四三〇号見通し線と、基点第四六〇号から基点第三三六号見通し線との交差点

地元地区 瀬戸内市牛窓町

免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第四三四号、基点第四三三三号、点ア、基点第四三三〇号及び基点第四三三三三号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって閉まれた区域

基点の位置

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん場上に設置した標識

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

基点第四三四号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

基点第四三三三号 瀬戸内市牛窓町上筏礁北端に設置した標識

基点第四三三〇号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識

点ア 基点第四〇二号から基点第四三三〇号見通し線と、基点第四三三三三号から基点第三三六号見通し線との交差点

地元地区 瀬戸内市牛窓町

免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第四三三三号、基点第四三四号、点ア、点イ、点ウ及び基点第四三三三三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって閉まれた区域

点の位置

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四三三二号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

基点第四三四号 瀬戸内市牛窓町上筏磯南端に設置した標識

基点第四三八号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

基点第四三四号から瀬戸内市牛窓町青島東端見通し線上基点第四三四号から三〇〇メートルの点

点イ 点エから点ア見通し線上点エから三五〇メートルの点

点ウ 点エから基点第四三三二号見通し線上点エから二〇〇メートルの点

点エ 基点第四三三二号から基点第四三八号見通し線と、点アから基点第四〇八号見通し線との交差点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 瀬戸内市牛窓町

免許予定日 平成三十一年四月一日

存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓ムシロ江地先

漁場の区域 基点第四〇七号、点ア、基点第四〇八号及び基点第四三七号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの区域を除く。

点の位置

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓兼崎南端に設置した標識

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓兼崎南端に設置した標識

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓兼崎南端に設置した標識

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓兼崎南端に設置した標識

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓兼崎南端に設置した標識

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一三三号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第四三七号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識

点ア 基点第四〇七号から基点第四一三三号見通し線と、基点第四〇八号から瀬戸内市牛窓町下筏磯見通し線との交差点

点イ 点エから点ア見通し線上点エから三五〇メートルの点

点ウ 点エから基点第四一三三号見通し線上点エから二〇〇メートルの点

点エ 基点第四一三三号から基点第四一三三号見通し線と、点アから基点第四〇八号見通し線との交差点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 瀬戸内市牛窓町

免許予定日 平成三十一年四月一日

存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島北地先

漁場の区域 基点第四一三三号、点ア、点イ、点ウ及び基点第四三八号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓兼崎南端に設置した標識

基点第四一三三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四三七号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識

基点第四三八号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

基点第四三九号 瀬戸内市牛窓町前島赤ズエに設置した標識

点ア 基点第四二五号から基点第四一三三号見通し延長線と、基点第四〇七号から基点第四三九号見通し線との交差点

点イ 点アから基点第四三九号見通し線上点アから二〇〇メートルの点

点ウ 点エから基点第四一三三号見通し線上点エから二〇〇メートルの点

点エ 基点第四一三三号から基点第四一三三号見通し線と、点アから基点第四〇八号見通し線との交差点

- 点
- 点ウ 基点第四三八号から瀬戸内市牛窓町牛窓平兵衛山山頂見通し線と、点イから点エ見通し線との交差点
  - 点エ 基点第四一、号から基点第四三八号見通し線と、基点第四三七号から基点第四三九号見通し線との交差点
- 一 地元地区 瀬戸内市牛窓町
  - 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 三 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 四 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第五一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
かき垂下式養殖業  
九月一日から翌年四月三十日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町浦島地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

- 基点第三三六号 瀬戸内市色久町福谷橋(猪ノ鼻)突端に設置した標識
- 基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓崎南端に設置した標識
- 基点第四一一号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
- 基点第四一五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第四三八号 瀬戸内市牛窓町前島岩トシ鼻突端に設置した標識
- 基点第四五九号 瀬戸内市牛窓町前島浦突端に設置した標識
- 基点第四六一号 瀬戸内市牛窓町前島福ヶ浜南端に設置した標識
- 点ア 基点第三三六号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第四一五号から基点第四一七号見通し延長線との交差点
- 点イ 基点第三三六号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第四

- 六一号から基点第四三八号見通し延長線との交差点
  - 点ウ 基点第四〇七号から基点第四五九号見通し線と、基点第四六一号から基点第四三八号見通し延長線との交差点
  - 点エ 基点第四〇七号から基点第四五九号見通し線と、基点第四二五号から基点第四一七号見通し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  - 二 地元地区 瀬戸内市牛窓町
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第五二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
かき垂下式養殖業  
九月一日から翌年四月三十日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

- 基点第四一三三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
- 基点第四四六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島中央に設置した標識
- 基点第四四九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識
- 点ア 基点第四一三三号から基点第四四六号見通し線と基点第四一三三号から一〇〇メートルの点
- 点イ 基点第四一三三号から基点第四四六号見通し線と基点第四一三三号から二〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第四四九号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線と、基点第四四九号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第四四九号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線  
上基点第四四九号から一〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 瀬戸内市牛窓町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁地先

4 漁場の区域 基点第四六二号、点ア、点イ及び基点第四六四号の各点を順次結ん

だ三直線と朝日漁港子父雁地区西防波堤及び最大高潮時海岸線とによ  
つて囲まれた区域。ただし、同防波堤南側沖出し一〇メートルの区域  
を除く。

点の位置

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四六二号 瀬戸内市牛窓町鹿忍大石鼻突端に設置した標識

基点第四六三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波堤に設置

した標識

基点第四六四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区西防波堤西南角に設

置した標識

点ア 基点第四二五号から基点第四六三号見通し延長線と、基点第四

六二号から真方位一八〇度見通し線との交差点

点イ 基点第四二五号から基点第四六三号見通し延長線と、基点第四

六四号から真方位二〇〇度見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 瀬戸内市牛窓町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先

4 漁場の区域 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ア、点イ及び瀬戸内

市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ三直線と西脇  
漁港防波堤によって囲まれた区域

点の位置

基点第四六八号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所

東排水口突端に設置した標識

基点第四六九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センタ

堤防北東端に設置した標識

点ア 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点

点イ 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線との交差

点

地元地区 瀬戸内市牛窓町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島西地先

4 漁場の区域 基点第四六七号、点ア及び基点第四四三号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

基点第四四三号 瀬戸内市牛窓町前島小鼻ノ瀬鼻突端に設置した標識

基点第四四五号 瀬戸内市牛窓町早崎南端に設置した標識

基点第四六七号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港西海岸基部に設置した標識

点ア 基点第四六七号から基点第四四五号見通し線と、基点第四四三号から基点第四二三号見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島地先

4 漁場の区域 基点第四四四号、点ア、点イ及び基点第四二二一の各点を順次結んだ三直線及び黒島の最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二二一号 瀬戸内市牛窓町早崎南端に設置した標識

基点第四四四号 瀬戸内市牛窓町黒島北端に設置した標識

基点第四四七号 瀬戸内市牛窓町百尋磯西端に設置した標識

基点第四五七号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した標識

点ア 基点第四四四号から基点第四五七号見通し線と、基点第四五一

号から基点第四四七号見通し線との交差点

点イ 基点第四二二一号から基点第四五七号見通し線と、基点第四五一

号から基点第四四七号見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区宝伝、久々井及び正備地先

4 漁場の区域 基点第六〇一号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第六一八号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六一八号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識

基点第六五六号 岡山市東区正儀金山(飯盛岩)南端に設置した標識

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第

六〇一号から五〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上

基点第六一七号から三〇メートルの点

点ウ 基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線

上基点第六五六号から五〇メートルの点

点エ 基点第六一八号から香川県小豆郡土庄町豊島官崎突端見通し線

上基点第六一八号から七〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区久々井及び正儀地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点イ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六五六号 岡山市東区正儀金山(飯盛岩)南端に設置した標識

点ア 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上

基点第六一七号から三〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上

基点第六一七号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線

上基点第六五六号から五〇メートルの点

点エ 基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線

と、点イから岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点

点オ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯標から香川

県小豆郡土庄町豊島虹崎突端見通し線と、点イから岡山市南区小

串米崎灯台見通し線との交差点

点カ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯標から香川

県小豆郡土庄町豊島虹崎突端見通し線と、点アから点ウ見通し線

との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島北地先

4 漁場の区域 基点第六〇三号、点ア、点イ、点ウ及び基点第六〇三号の各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町鼓島枇杷ノ首北東端に設置した標識

- 基点第六〇二号 岡山市東区大島白石中央に設置した標識
- 基点第六〇三号 岡山市東区大島神波島端右北端に設置した標識
- 基点第六〇一四号 岡山市東区大島ノ島北端に設置した標識
- 基点第六五二号 岡山市東区宝伝高山鼻南端に設置した標識
- 基点第六五七号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した標識

標識

- 点ア 基点第六一七号から基点第四一七号見通し線と、基点第六五二号から基点第六〇三号見通し線との交差点
- 点イ 基点第六一七号から基点第四一七号見通し線と、基点第六五七号から点ウ見通し線との交差点
- 点ウ 基点第六〇三号から基点第六〇二号見通し延長線上基点第六〇二号から二〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 二 地元地区 岡山市
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第六〇号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
九月二十日から翌年三月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区大島南地先
  - 4 漁場の区域 基点第六七六号及び基点第六八二号を結んだ直線及び基点第六〇六号、点ア、点イ及び基点第六四九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第六〇六号 岡山市東区大島神波島南東端に設置した標識

- 基点第六四九号 岡山市東区大島松ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第六七六号 岡山市東区大島南東端に設置した標識
- 基点第六八二号 岡山市東区大島神波島南端に設置した標識

- 点ア 基点第六〇六号から真方位一八〇度見通し線上基点第六四九号から八〇〇メートルの点
- 点イ 基点第六四九号から真方位一八〇度見通し線上基点第六四九号から八〇〇メートルの点

制限又は条件

- (1) 幅一〇〇メートル以上の船通しを二ヶ所設けなければならない。
- (2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 岡山市
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第六一四号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
十一月一日から翌年四月十日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区大島西地先
  - 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第六一四号 岡山市東区大島ノ島北端に設置した標識  
基点第六一六号 岡山市東区大島神竹ノ子島南端に設置した標識  
基点第六四五号 岡山市東区大島地竹ノ子島北西端に設置した標識  
基点第六五六号 岡山市東区正徳金山（東盛岩）南端に設置した標識  
基点第六〇三三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第九三四号 玉野市駒上坊主島島頂に設置した標識

点ア 基点第六四五号から岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤

見通し線と、基点第六六一号から岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点

点イ 基点第六一六号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎東端見通し線

上基点第六一六号から五〇〇メートルの点

点ウ 点イから基点第九二四号見通し線と、基点第六五六号から香川

県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

点エ 点アから基点第九〇三号見通し線と、基点第六五六号から香川

県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 岡山市

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串向小串地先

4 漁場の区域 基点第八四三号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第八二七号の各

点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六一八号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識

基点第六一九号 岡山市東区正儀SECカーボン株式会社岡山市工場堤防南西端

に設置した標識

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第八二三号 岡山市南区小串宝蔵山東山麓南東端に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八四三号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識

基点第八四四号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識

基点第八四五号 岡山市南区小串タコウダ島突端に設置した標識

点ア 基点第八四二号から基点第六二四号見通し線上基点第八四三号

から一五〇メートルの点

点イ 基点第八四四号から基点第六一九号見通し線上基点第八四四号

から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第八四五号から基点第六七二号見通し線上基点第八四五号

から一五〇メートルの点

点エ 基点第八二三号から基点第六一八号見通し線上基点第八二三号

から一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎地先

4 漁場の区域 基点第八二七号、点ア、点イ及び基点第八三八号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三八号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第八二七号から真方位一五九度(香川縣小豆郡上庄町豊島

旧蛇山高)見通し線上基点第八二七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第八三八号から真方位一五二度(香川縣小豆郡上庄町豊島

旧蛇山高)見通し線上基点第八三八号から一、三〇〇メートルの

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 岡山市

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 基点第六七三号、点ア、点イ及び基点第六六二号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六五九号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置した標識

基点第六六〇号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第六六一号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第六七三号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西一七〇メートルに

設置した標識

点ア 基点第六五九号から基点第六六〇号見通し線と、基点第六七三

号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との交差点

点イ 基点第六五九号から基点第六六〇号見通し線と、基点第六六二

号から岡山市南区阿津道神見通し線との交差点

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区豊田地先

4 漁場の区域 基点第六六四号、点ア、点イ及び基点第六六一号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六六一号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第六六四号 岡山市東区豊田津田永忠の碑

基点第六六五号 岡山市東区升田津田港防波堤南東端に設置した標識

基点第六六七号 岡山市東区鳩島東端に設置した標識

点ア 基点第六六四号から基点第六六七号見通し線と、基点第六六五

号から岡山市東区西幸西外波崎台跡南端見通し線との交差点

点イ 基点第六六二号から真方位一八五度見通し線と、基点第六六五

号から岡山市東区西幸西外波崎台跡南端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 岡山市

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第六六〇号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第六六一号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第六六四号 岡山市東区豊田津田永志の碑

基点第六六六号 岡山市東区鳩島北端に設置した標識

基点第六八三号 岡山市中区神元辰己港西防波堤基部に設置した標識

基点第八一九号 岡山市南区阿津ツブシ灯台

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央給着場南東角に設置した標識

点ア 基点第六六六号から基点第六六四号見通し線上基点第六六六号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第六三八号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線上基点第六三八号から二五〇メートルの点

点ウ 基点第六八三号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線上基点第六八三号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六八三号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線と、点オから基点第八一九号見通し線との交差点

点オ 基点第六六〇号から基点第八一九号見通し線上基点第六六〇号から二〇〇メートルの点

点カ 基点第八一九号から基点第六六号見通し線上基点第八一九号

から四五〇メートルの点

点キ 基点第六六一号から基点第八一九号見通し線上基点第六六一号から四二〇メートルの点

二 地元地区 岡山市

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

二月一日から八月二十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正徳古新田地先

4 漁場の区域 基点第六一九号、点ア、点イ及び基点第六二〇号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六一九号 岡山市東区正徳SFCカーボン株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識

基点第六二〇号 岡山市東区正徳津梁鼻突端に設置した標識

基点第六二二号 岡山市東区水門町亀岩

基点第六二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

基点第八二三号 岡山市南区小平宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第八四三号 岡山市南区小岸向小岸北堤防突端に設置した標識

点ア 基点第六一九号から基点第八四三号見通し線と、基点第六二二号から基点第八二三号見通し線との交差点

点イ 基点第六二〇号から基点第六二三号見通し線と、基点第六二二三号から基点第八二三号見通し線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  - 二 地元地区 岡山市
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡区第六八号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区両漁業  
あおのり養殖業  
四月一日から翌年二月十五日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区西幸阿地先
  - 4 漁場の区域 基点第六二四号、点ア及び基点第六九一号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 5 点の位置  
基点第六一八号 岡山市東区正備立石鼻立石に設置した標識  
基点第六二四号 岡山市東区西幸阿地先突端大石に設置した標識  
基点第六九一号 岡山市東区東幸阿地先突端大石に設置した標識  
た標識  
基点第八四四号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識  
点ア 基点第六一八号から基点第六二四号見通し線と、基点第六九一号から基点第八四四号見通し線との交差点
  - 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  - 二 地元地区 岡山市
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第六九号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区両漁業  
あおのり養殖業  
四月一日から翌年二月十五日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区西幸阿地先
  - 4 漁場の区域 基点第六二四号と基点第六二七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 5 点の位置  
基点第六二四号 岡山市東区西幸阿地先突端大石に設置した標識  
基点第六二七号 岡山市東区西幸阿地先港南防波堤突端に設置した標識
  - 二 地元地区 岡山市
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡区第七〇号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区両漁業  
あおのり養殖業  
十月一日から翌年六月三十日まで
  - 3 漁場の位置 岡山市東区九幡船人町地先
  - 4 漁場の区域 基点第六九六号及び点アを結んだ直線、基点第六九五号及び点イを結んだ直線並びに基点第六九六号から基点第六九五号の間における最大高潮時海岸線から沖出し二〇メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 点の位置  
基点第六二八号 岡山市東区西幸阿比沙古岩灯標

基点第六九四号 岡山市東区乙子排水機場吐出樋門北端

基点第六九五号 岡山市東区金岡東町三丁目日本エクスラン工業株式会社西大

寺工場南端堤防内石燈籠から南へ八五メートルの点に設置した

標識

基点第六九六号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠から北へ一五〇メー

トルの点に設置した標識

点ア 基点第六九六号から基点第六二八号見通し線上基点第六九六号

から一〇メートルの点

点イ 基点第六九五号から基点第六九四号見通し線上基点第六九五号

から一〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

二月一日から八月二十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先

4 漁場の区域 基点第六九七号、点ア、点イ及び基点第六七二号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とに附まれた区域

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサキ西隣岸北西角に設置した標識

基点第六九七号 岡山市東区正儀五〇八、一一地先護岸曲がり角に設置した標

識

基点第八四五号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識

基点第八五九号 岡山市南区小串スカ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第六九七号から基点第八四五号見通し線上基点第六九七号

から二〇メートルの点

点イ 基点第六七二号から基点第八五九号見通し線上基点第六七二号

から一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

はまぐり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 基点第六五九号、点ア及び基点第六七三号の各点を順次結んだ二直

線と岡山市東区九幡九幡港西防波堤及び最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域

点の位置

基点第六五九号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置した標識

基点第六六〇号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第六七三号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西一七〇メートルに

設置した標識

点ア 基点第六五九号から基点第六六〇号見通し線と、基点第六七三

号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との交差点

二 地元地区 岡山市

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎相引及び玉野市番田地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第六五二号 岡山市東区久々井宮ノ鼻南端に設置した標識

基点第六七一号 岡山市東区正備片岡別荘鼻(磯塔)突端に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

点ア 基点第六七二号から玉野市大越島(筏島)東端見通し線と、基点第八二七号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

差点

点イ 基点第六五二号から玉野市出崎船越高見通し線と、基点第八二七号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

点ウ 点イから香川県香川郡直島町直島重石ノ鼻見通し線と、基点第九〇二号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点

点エ 点オから玉野市大越島(筏島)北端見通し線と、基点第九〇二号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点

点オ 点アから基点第八二七号見通し線上点アから二〇〇メートルの

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。  
地元地区 岡山市南区小串及び阿津並びに玉野市番田、駒上、山田及び沼

三 免許予定日 平成三十一年四月一日  
四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第九一四号、点ア、点イ及び基点第八三八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六七一号 岡山市東区正備片岡別荘鼻(磯塔)突端に設置した標識

基点第八三八号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

基点第八五四号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

基点第九一四号 玉野市番田・駒上界古浦海岸防波堤に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市出崎東端に設置した標識

点ア 基点第六七二号から基点第一〇〇四号見通し線と、基点第九一四号から玉野市出崎東端見通し線との交差点

点イ 基点第八五四号から点ア見通し線と、基点第八三八号から真方位・五二度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)との交差点

点ウ 基点第八五四号から点ア見通し線と、基点第八三八号から真方位・五二度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)との交差点

点エ 点オから玉野市大越島(筏島)北端見通し線と、基点第九一四号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点

点オ 点アから基点第九一四号見通し線上点アから二〇〇メートルの

(2) 基点第九一四号、点ウ、点エ及び基点第九一四号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点第九三五号 玉野市番田字錦脇二九七番地先に設置した標識  
基点第九三六号 玉野市番田字錦脇二九三七番地先に設置した標識

点ウ 基点第九三五号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上  
基点第九三五号から四三〇メートルの点

点エ 基点第九三六号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上  
基点第九三六号から四五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。  
地元地区 玉野市番田

1 免許予定日 平成三十一年四月一日  
2 存续期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

3 申請期間 告示の日から百二十日間

4 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七五号  
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先(長州)  
十月一日から翌年四月十日まで

4 漁場の区域 点ク、点ケ、点ウ、点シ、点コ、点エ、点オ及び点クの各点を順次  
結んだ七直線によって囲まれた区域

5 点の位置

基点第六一一号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識  
基点第六一六号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六五八号 岡山市東区九幡九幡港東防波築南東端角に設置した標識  
基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識  
基点第九一九号 玉野市番田相引川右岸河口えん堀北東端角に設置した標識

点ア 点カから基点第六五八号見通し線上点カから二五〇メートルの  
点

点イ 基点第六五八号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線  
と、基点第六一六号から玉野市小蛭島(蛭子島)島頂見通し線と  
の交差点

点ウ 基点第九〇二号から真方位一四二度見通し線(香川県小豆郡土  
庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第六一六号から玉野市小蛭  
島(蛭子島)島頂見通し線との交差点

点エ 点キから基点第九一九号見通し線上点キから一〇〇メートルの  
点

点オ 点キから基点第九一九号見通し線上点キから二五〇メートルの  
点

点カ 基点第六五八号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線  
と、基点第六一六号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差  
点

点キ 基点第九一九号から真方位一五二度見通し線(香川県小豆郡土  
庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第六一一号から玉野市沼出  
崎丸山東端見通し線との交差点

点ク 点オから点ア見通し延長線上点アから三〇〇メートルの点  
点ケ 点イから基点第六一六号見通し線上点イから三〇〇メートルの  
点

点コ 点スから基点第九〇三号見通し線上点スから一〇〇メートルの  
点

点サ 点ウから玉野市沼黒山東端見通し線と、基点第九〇三号から  
香川県小豆郡土庄町豊島白崎見通し線との交差点

点シ 点サから香川県小豆郡土庄町豊島白崎見通し線上点サから一〇  
〇メートルの点

点ス 基点第六一一号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線と、基点第  
九〇三号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。  
地元地区 玉野市胸上、山田、沼及び番田並びに岡山市南区小串及び阿津並びに岡  
山市東区久々井、宝伝、犬島及び正隆

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第七六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
十月一日から翌年四月十日まで
- 3 漁場の位置 玉野市胸上地先
- 4 漁場の区域 基点第九〇七号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第九一四号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第九〇七号 玉野市胸上波痕崎南端に設置した標識  
基点第九一四号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸防上に設置した標識  
基点第九一〇号 玉野市胸上山田港東防波堤南端に設置した標識  
基点第九一〇三号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識  
基点第九〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識  
点ア 基点第九一四号から真方位一三九度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧庄町豊島旧虹山高見通し線）と、基点第九〇〇四号から玉野市番田大崎東南端見通し線との交差点  
点イ 基点第九一〇号から玉野市大崎島（後島）東端見通し線と、基点第九〇七号から基点第九〇〇三号見通し線との交差点  
点ウ 点イから玉野市大崎島（後島）東端見通し線と、点イから九五〇メートルの点  
点エ 点ウから真方位一五二度見通し線と、点ウから六五〇メートルの点  
点オ 点アから真方位一三九度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧庄町豊島旧虹山高見通し線）と、点アから四五〇メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 玉野市胸上、山田及び沼
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第七七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
十月一日から翌年四月十日まで
- 3 漁場の位置 玉野市沼出崎地先
- 4 漁場の区域 基点第一〇〇三号、点イ、点ウ及び基点第一〇〇四号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第九〇七号 玉野市胸上波痕崎南端に設置した標識  
基点第九二六号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社崎立地南端角に設置した標識  
基点第一〇〇三号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識  
基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識  
点ア 基点第九〇七号から基点第一〇〇三号見通し線と、基点第九一六号から玉野市大崎島（後島）西端見通し線との交差点  
点イ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通し線と、点アから六〇〇メートルの点  
点ウ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通し線と、点アから一、五〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 玉野市胸上、山田及び沼
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ひらめ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市田井先下場地先

4 漁場の区域 基点第一〇六〇号、点ア、点イ及び基点第一〇五七号の各点を順次

結んだ三直線と漁業作業用地理立地北岸及び最大高潮時海岸線とによ

つて囲まれた区域

点の位置

基点第一〇五七号 玉野市築港日之出漁業作業用地理立地北東端に設置した標

識

基点第一〇六〇号 玉野市築港胸上鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一〇六〇号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西中島見通

し線上基点第一〇六〇号から一八〇メートルの点

点イ 基点第一〇五七号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西中島見通

し線と、点アから玉野市築港長崎鼻突端見通し線との交差点

地元地区 玉野市後閑、大蔵、田井、築港及び宇野

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ひらめ小割式養殖業  
一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市大蔵及び後閑地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によっ

て囲まれた区域

点の位置

基点第一〇一〇号 玉野市後閑山田中学校二階建校舎北西角

基点第一〇六二号 玉野市大蔵六〇番地地先突端に設置した標識

基点第一〇六三号 玉野市田井五丁目田井マリーナ北西隣岸角

点ア 基点第一〇一〇号から基点第一〇六三号を見通した線と、基点

第一〇六二号から香川県香川郡直島町牛ヶ首小ハタゴ島高見通し

線との交差点

点イ 点アから基点第一〇一〇号見通し線上点アから三五〇メートル

の点

点ウ 点イから真方位三三九度見通し線（香川県香川郡直島町牛ヶ首

小ハタゴ島高から基点第一〇六二号見通し線と平行に点イを交差

する線）上点イから二五〇メートルの点

点エ 点アから基点第一〇六二号見通し線上点アから二五〇メートル

の点

地元地区 玉野市後閑、大蔵、田井、築港及び宇野

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで



点ケ 点クから基点第一二四号見通し線上点クから四〇〇メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 倉敷市(旧児島市)
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第八二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市網代及び茶瓶地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第一二二九号 倉敷市上水島南端に設置した標識
- 基点第一四六七号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識
- 点ア 香川県丸亀市広島遊舟から基点第一四六七号見通し延長線上基点第一四六七号から三二〇メートルの点
- 点イ 点アから倉敷市網代北西端見通し延長線と、浅口市寄島町寄佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線との交差点
- 点ウ 浅口市寄島町寄佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線と、倉敷市茶瓶北東端から倉敷市下水島西端見通し延長線との交差点
- 点エ 点カから点ウ見通し線上点カから三六〇メートルの点
- 点オ 点カから点ア見通し線上点カから三〇〇メートルの点
- 点カ 基点第一二二九号から点ウ見通し線と、点アから倉敷市上水島北端見通し線との交差点

点ケ 点クから基点第一二四号見通し線上点クから四〇〇メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 倉敷市(旧児島市)
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第八三号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市児島味野、下の町、田の口及び磨琴地先
- 4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域  
(1) 基点第一二〇一号及び基点第一二五七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

- 基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第一二五七号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識
- (2) 基点第一二〇一号及び基点第一二〇三号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第一二〇三号 倉敷市児島磨琴四丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識
- (3) 基点第一二八九号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一二九〇号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一二八九号 倉敷市児島磨琴四丁目一五四―四九地先に設置した標識
- 基点第一二九〇号 倉敷市児島田の口五丁目四四七〇―四地先に設置した標識
- 点ア 基点第一二八九号から真方位二五〇度見通し線上基点第一二八

九号から二二メートルの点

点イ 点アから真方位三二一度見通し線上点アから二六〇メートルの点

点ウ 基点第一二九〇号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二九〇号から一九〇メートルの点

5 制限又は条件

(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。

(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月一日から翌年五月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島及び大島地先

漁場の区域 基点第一二八四号、点ア、点ウ及び点エの各点を順次結んだ

四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二五七号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第一二七九号 倉敷市壱島西端に設置した標識

基点第一二八四号 倉敷市児島元浜町北東角防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第一二八四号から基点第一二七九号見通し線と、基点第一

二五七号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北山角部見通し線との

交差点

点イ 基点第一二五七号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北山角部見

通し線と、基点第一二七九号から点ウ見通し線との交差点

点ウ 倉敷市児島元浜町六番地三地先防波堤北端(基部)

5 制限又は条件

(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。

(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島唐犀地先

漁場の区域 基点第一二〇一号及び基点第一二〇三号を結んだ直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇三号 倉敷市児島唐犀四丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第一二〇三号から基点第一二〇一号見通し線と、基点第一

二五七号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北山角部見通し線との

交差点

二五七号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北山角部見通し線との

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

第一種区画漁業

ひらめ、めばる、ふぐ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市釜島地先

4 漁場の区域 基点第一二二〇号、点ア及び点イの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二〇六号 倉敷市児島下の町九一八―三四福山通運株式会社児島営業所岸壁南西端角に設置した標識

基点第一二二〇号 倉敷市釜島北東端に設置した標識

点ア 基点第一二二〇号から倉敷市釜島北西端見通し線と、倉敷市釜島東高(二二二)から基点第一二〇六号見通し線との交差点

点イ 倉敷市釜島東高(二二二)から基点第一二〇六号見通し線と、最大高潮時海岸線との交差点

大高潮時海岸線との交差点

二 地元地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

第一種区画漁業

わかめ、ひじき、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市釜島西地先

4 漁場の区域 基点第一二二二号、点ア、点イ及び基点第一二二三号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二三号 倉敷市釜島南端に設置した標識

基点第一二二三号 倉敷市釜島西端に設置した標識

点ア 基点第一二二三号から香川県坂出市櫃石島大標島高見通し線と、倉敷市大島久須美岸灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点

点イ 基点第一二二二号から香川県坂出市櫃石島北端見通し線と、倉敷市大島久須美岸灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点

交差点

二 地元地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

あかがい、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島地先

4 漁場の区域 基点第一二二三号、点ア、点イ及び基点第一二五九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二六号 倉敷市下津井四丁目灯籠崎(西ノ崎)突端に設置した標識

基点第一二二三号 倉敷市六口島北東端に設置した標識

基点第一二四二号 倉敷市上瀬地島東端に設置した標識

基点第一二五九号 倉敷市六日島北端に設置した標識

点ア 基点第一二二三号から基点第一二二六号見通し線上基点第一二二三号から五〇メートルの点

点イ 基点第一二五九号から基点第一二四二号見通し線上基点第一二五九号から五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 倉敷市(旧児島市)

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第三種区画漁業

はまぐり、もがい養殖業

十一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市速島町鶴新田地先(高梁川下流)

4 漁場の区域 点ア、点イ、基点第一三〇三号、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市速島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地蔵

基点第一三〇四号 倉敷市速島町鶴新田水島大橋下流側東端から三八八メートルの点

基点第一二二〇号 倉敷市速島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東岡土交通省が設置した標識

基点第一四一五号 倉敷市玉島上成新渡橋西筋に設置した標識

基点第一四一七号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑

点ア 点ウから基点第一三〇四号見通し延長線と、基点第一三二〇号

から基点第一四一七号見通し線との交差点

点イ 基点第一三〇四号から点ア見通し延長線と、基点第一三〇三号から基点第一四〇二号見通し線との交差点

点ウ 基点第一四〇二号から倉敷市玉島上成新渡橋東筋見通し線と、基点第一三〇三号から基点第一四一五号見通し線との交差点

点エ 基点第一三二〇号から基点第一四一七号見通し線上基点第一三二〇号から八〇メートルの点

2 地元地区 倉敷市速島

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第一種区画漁業

のり養殖業

十一月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市大柄杓島地先

4 漁場の区域 点ア、基点第一四四八号、点オ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一四四八号 倉敷市大柄杓島北端に設置した標識

基点第一四六七号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識

点ア 基点第一四四八号から高梁川中国電力送電線鉄塔見通し線と、基点第一四六七号から浅口市寄島町寄島東端見通し線との交差点

点イ 基点第一四六七号から浅口市寄島町寄島東端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸龜市手島馬の口見通し線との交

差点

点ウ 基点第一四四八号から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、高梁

川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島島の口鼻見通し線との交  
差点

点エ 点イから浅口市寄島町寄島東端見通し線上点イから四〇〇メー  
トルの点

点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから四〇〇メー  
トルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点エの各点を順次結んだ  
六直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一二六五号 倉敷市上水島西端に設置した標識

基点第一四五六号 倉敷市下水島東端に設置した標識

点ア 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先桟橋南端から浅口市寄島  
町青佐舟東端見通し線と、真鍋島大明神北東端から高梁川航路

第三号灯浮標見通し線との交差点

点イ 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先桟橋南端から浅口市寄島  
町青佐舟東端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイラン

ド陸奥物埋立護岸南東端角から真方位一六一度見通し線との交差

点

点ウ 倉敷市細渡地島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉  
敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド陸奥物埋立護岸南東端角か  
ら真方位一六一度見通し線との交差点

点エ 倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド陸奥物埋立護岸南東端  
角から真方位一六一度見通し線と、基点第一二六五号から基点第  
一四五六号の見通し線との交差点

点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから一五〇メー  
トルの点

点カ 倉敷市細渡地島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉  
敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標  
見通し線との交差点

点キ 倉敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端  
灯標見通し線と、真鍋島大明神北東端から高梁川航路第三号灯  
浮標見通し線との交差点

点ク 点アから点キ見通し線上点アから六〇メートルの点  
点ケ 点イから点ウ見通し線上点イから六〇メートルの点  
点コ 点クから点ク見通し延長線上点クから二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三三号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.一鉄塔から基

点第一四三三三号見通し延長線上基点第一四三三三号から二、一六〇

メートルの点

点イ 点アから基点第一四三三三号見通し線上点アから三五〇メートル

の点

点ウ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から二、〇八〇メートルの点

点エ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から一、七二〇メートルの点

点オ 点エから点イ見通し延長線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)

から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点

点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から

玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 倉敷市玉島黒崎

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三三三号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.一鉄塔から基

点第一四三三三号見通し延長線上基点第一四三三三号から二、九一〇

メートルの点

点イ 点アから基点第一四三三三号見通し線上点アから三五〇メートル

の点

点ウ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から二、七五〇メートルの点

点エ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から二、三七〇メートルの点

点オ 点エから点イ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から

玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点

点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から

玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 倉敷市玉島黒崎

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識

点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.一、鉄塔から基点第一四三五号見通し延長線上基点第一四三五号から三、五六〇メートルの点

点イ 点アから基点第一四三五号見通し線上点アから三五〇メートルの点

点ウ 玉島黒崎沙美海岸潜堤(西) 灯浮標から手島高ノ越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤(西) 灯浮標から三、九〇〇メートルの点

点エ 玉島黒崎沙美海岸潜堤(西) 灯浮標から手島高ノ越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤(西) 灯浮標から三、五五〇メートルの点

点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から玉島港一文字防波堤(西) 南東端見通し延長線との交差点

点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から玉島港一文字防波堤(西) 南東端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 倉敷市玉島黒崎

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎沙美東地先

4 漁場の区域 基点第一四三五号、点ア、点イ及び基点第一四四六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識

基点第一四四六号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端

点ア 基点第一四三五号から倉敷市玉島下水島西端見通し線と、倉敷市玉島港防波堤突端から浅口市寄島町地先寄島南端見通し線との交差点

点イ 倉敷市玉島港防波堤突端から浅口市寄島町地先寄島南端見通し線と、基点第一四四六号から香川県丸龜市手島東端見通し線との交差点

地元地区 倉敷市玉島黒崎

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎沙美西地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一四三八号、基点第一四四六号、点ア、点イ及び基点第一四四〇号の各

点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四三八号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識

基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

基点第一四四六号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端

点ア 基点第一四三五号から浅口市寄島町・文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四六号から香川県丸亀市手島東端見通し線との交

差点

点イ 基点第一四三五号から浅口市寄島町・文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四〇号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交

差点

(2) 点ウ、点エ、点オ及び基点第一四三九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎砂見川左岸角に設置した標識

点ウ 倉敷市玉島黒崎五五〇番地先諏訪鼻西側突端

点エ 点ウから真方位：〇〇度四〇分見通し線上点ウから一九八メートルの点

点オ

基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第一四三九号から三〇メートルの点

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎岩谷地先

4 漁場の区域 基点第一四四〇号、点ア、点イ及び基点第一四四一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

点ア 基点第一四三五号から浅口市寄島町・文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四〇号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交

差点

点イ 基点第一四三五号から浅口市寄島町・文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四一号から香川県丸亀市手島西端見通し線との交

差点

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 漁場の区域 基点第一四四一号、点ア、点イ及び基点第一五〇一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、

河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

- 基点第一四二五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
- 基点第一四四号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
- 基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

点ア 基点第一四三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第一四四一号から香川県丸亀市手島西端見通し線との交差点

点イ 基点第一四二五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第一五〇一号から香川県丸亀市手島西端見通し線との交差点

差点

地元地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎岩谷地先

4 漁場の区域 基点第一四三九号及び基点第一四四〇号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
- 基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

地元地区 倉敷市玉島黒崎

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

四月一日から十月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一四四二号 倉敷市玉島黒崎傍所ノ鼻南端に設置した標識

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇五号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ二〇〇メートルの地点に設置した標識

点ア 基点第一五〇一号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第一五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差

点イ 点アから倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上点アから二〇〇メートルの点

点ウ 点イから基点第一四四二号見通し線上点イから二〇〇メートルの点

点エ 点アから基点第一五〇一号見通し線上点アから二〇〇メートルの点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

4 漁場の区域 点エ、点オ、点ウ、基点第一五〇九号、基点第一五二八号及び点エ

の各点を順次結んだ五直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二五号 浅口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識

基点第一五二六号 浅口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識

基点第一五二八号 浅口市寄島町三郎島北端に設置した標識

点ア 基点第一五〇八号から香川県丸亀市手島甚平鼻突端見通し線上

基点第一五〇八号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一五〇八号から香川県丸亀市手島甚平鼻突端見通し線上

基点第一五〇八号から九〇〇メートルの点

点ウ 基点第一五〇九号から香川県丸亀市手島高ノ越鼻突端見通し線

上基点第一五〇九号から七〇〇メートルの点

点エ 基点第一五二五号から基点第一五二六号見通し延長線と、基点

第一五二八号から点ア見通し延長線との交差点

点オ 基点第一五二五号から基点第一五二六号見通し延長線と、点ウ

から点イ見通し延長線との交差点

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

四月一日から十月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によ

て囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇五号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から寄島干折堤防上北へ二〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五三二号 浅口市寄島町中安倉東防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第一五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上基点第一

五〇七号から九〇〇メートルの点（浅口市寄島町一文字防波堤南

端から三五〇メートルの点）

点イ 基点第一五〇一号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線

と、基点第一五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差

点

点ウ 点イから基点第一五〇一号見通し線上点イから二〇〇メートル

の点

点エ 点アから基点第一五三二号見通し線上点アから二〇〇メートル

の点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 浅口市寄島町

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あさり、あかがい、とりがい、盤下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

4 漁場の区域 基点第一五二九号、基点第一五〇九号、点イ及び基点第一五三三号

の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇九号

浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二九号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から一〇〇メートルの

地点に設置した標識

基点第一五三三号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部

基点第一五三三三号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第

一六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一五〇九号から点ア見通し線と、基点第一五三三号から

基点第一五三三三号見通し延長線との交差点

地元地区 浅口市寄島町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

- 三 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡区第一〇四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種区画漁業

はまぐり、もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先(高梁川下流)

4 漁場の区域 基点第一四〇二号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一四〇二号の各点

を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地蔵

基点第一三二〇号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東園土交通省が設置した

標識

基点第一四一五号 倉敷市玉島上成新霞橋西詰に設置した標識

基点第一四一七号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑

点ア 基点第一四〇二号から基点第一三〇三号見通し線上基点第一

四〇二号から七〇〇メートルの点

点イ 基点第一四一五号から点ア見通し線と、基点第一四一七号から

基点第一三二〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第一四一七号から基点第一三二〇号見通し線上基点一

七号から七五メートルの点

地元地区 倉敷市玉島乙島、柏島及び鼻崎

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

4 漁場の区域 基点第一五二九号、基点第一五〇九号、点ア及び基点第一五三〇号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇九号

浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二九号 浅口市寄島町寄島下新西堤防東基部から一〇〇メートルの地点に設置した標識

基点第一五三〇号 基点第一五〇九号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

点ア 基点第一五三〇号から香川県丸亀市宇島西南端見通し線上基点第一五三〇号から五〇メートルの点

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先

4 漁場の区域 基点第一五〇一号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一五二六号の各点を順次結んだ四直線、基点第一五二五号、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ三直線と、文字防波堤及び最大高潮時海岸線とによって

閉まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇三号 浅口市寄島町一三〇〇三の三八番地(寄島町漁協事務所)地先北東角護岸に設置した標識

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五一四号 浅口市寄島町早崎港西防波堤基部南端

基点第一五二五号 浅口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識

基点第一五二六号 浅口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識

点ア 基点第一五〇一号から香川県丸亀市広島町小宇島東端見通し線と、基点第一五〇八号から倉敷市玉島港八幡防波堤灯台見通し線との交差点

点イ 基点第一五〇八号から倉敷市玉島港八幡防波堤灯台見通し線上基点第一五〇八号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一五二六号から真方位八二度見通し線上基点第一五二六号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一五〇三号から基点第一五二五号見通し線と、基点第一五二四号から点オ見通し線との交差点

点オ 浅口市寄島町東安倉港沖防波堤突端

点カ 浅口市寄島町寄島増城場護岸南端

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

4 漁場の区域 点イ、基点第一五〇九号及び基点第一五〇八号の各点を順次結んだ

二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五三〇号 基点第一五〇九号から浅口市寄島町寄島南端見通し線と最

大高潮時海岸線との交差点

点ア 基点第一五三〇号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第

五三〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第一五〇九号から点ア見通し延長線と、最大高潮時海岸線

との交差点

地元地区 浅口市寄島町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一五二九号、基点第一五〇九号、点ア、点イ及び基点第一六〇一号の各

点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二九号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から一〇〇メートルの

地点に設置した標識

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第一五〇九号から香川県丸亀市豊島高ノ鼻突端見通し線

上基点第一五〇九号から七〇〇メートルの点

点イ 基点第一六〇一号から笠岡市大島西端見通し線上基点第一六〇

一号から四五〇メートルの点

(2) 基点第一五三三三号、基点第一五三四号、基点第一五三三六号、基点第一五三五号

及び基点第一五三三三三号の各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一五三三三三号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部

基点第一五三四号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西基部

基点第一五三五号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端

基点第一五三三六号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南西端

地元地区 浅口市寄島町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によっ

て囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

点ア 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から六五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線上基点

第一六〇一号から六五〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線上基点

第一六〇一号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない

2 地元地区 笠岡市

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

1 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島地先

4 漁場の区域 基点第一六〇七号、点ア、点イ及び基点第一六〇八号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇七号 笠岡市西大島根の尾地先取道護岸に設置した標識

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七五三一の一番地先取道護岸（元階段の位

置）に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物場場のえびす線

点ア 基点第一六〇七号から笠岡市高島東端見通し線上基点第一六〇

七号から四五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇八号から笠岡市高島東端見通し線と、基点第一六

〇九号から点ア見通し線との交差点

〇九号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から四五〇メートルの点

1 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第一六〇六号

の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

域

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇三号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦尾落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第一

六〇一号から四五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇三号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第一六

〇三号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一六〇六号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一六

- 〇六号から四五〇メートルの点
- 一 地元地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田
- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 三 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一二二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種区画漁業  
もがい養殖業
- 3 漁場の位置 笠岡市神島天神及び古江地先  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第一七一〇号、点ア、点イ及び基点第一七一五号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
  - 基点第一六一九号 笠岡市西大島夏目船溜り防波堤突端に設置した標識
  - 基点第一七一〇号 笠岡市神島天神社常夜灯から基点第一六一九号見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
  - 基点第一七一五号 笠岡市神島東側の神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識
  - 点ア 基点第一七一〇号から基点第一六一九号見通し線上基点第一七一〇号から八〇メートルの点
  - 点イ 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七一五号から五五〇メートルの点
- 一五号から五五〇メートルの点
- 二 地元地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜及び富岡
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

- 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡区第一一三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業
- 3 九月二十日から翌年三月三十一日まで
- 4 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先
- 5 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

免許の内容となるべき事項

- 点の位置
  - 基点第一七三〇号 笠岡市神島西側の神島・神島外浦界に設置した標識
  - 基点第一七三二一号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
  - 点ア 基点第一七三二一号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七三二一号から二〇〇メートルの点
  - 点イ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から一〇〇メートルの点
  - 点ウ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から四〇〇メートルの点
  - 点エ 基点第一七三二一号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七三二一号から五〇〇メートルの点
  - 点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから二五〇メートルの点
  - 点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから二五〇メートルの点
- 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡及び白石島
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一一四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
九月二十日から翌年三月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地の先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ六直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦地岩東端に設置した標識  
基点第一七二一号 笠岡市神島外浦地岩西端に設置した標識  
基点第一七二三号 笠岡市神島外浦地崎鼻（二番札所）に設置した標識  
点ア 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第一七二〇号から二五〇メートルの点  
点イ 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第一七二〇号から五〇〇メートルの点  
点ウ 基点第一七二一号から笠岡市白石島仕切鼻見通し線上基点第一七二一号から五〇〇メートルの点  
点エ 基点第一七二三号から笠岡市高島台の鼻見通し線上基点第一七二三号から五〇〇メートルの点  
点オ 基点第一七二三号から笠岡市高島台の鼻見通し線上基点第一七二三号から二五〇メートルの点  
点カ 基点第一七二一号から笠岡市白石島仕切鼻見通し線上基点第一七二一号から二五〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

- 1 免許の内容となるべき事項  
免許番号 岡区第一一五号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
九月二十日から翌年三月三十一日まで
  - 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦大道路先
  - 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第一七二五号 笠岡市神島外浦外浦大道路（護岸堤西端）鼻に設置した標識  
基点第一七二七号 笠岡市神島外浦城山南東壁に設置した標識  
基点第一七四八号 笠岡市明地島北端に設置した標識  
基点第一七五二号 笠岡市高島沙口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識  
点ア 基点第一七二七号地先石積防波堤東端から基点第一七二七号見通し線上基点第一七二七号地先石積防波堤東端から一七五メートルの点  
点イ 点アから基点第一七二七号見通し線上点アから二五〇メートルの点  
点ウ 基点第一七二七号から基点第一七四八号見通し線上基点第一七二七号から六五〇メートルの点  
点エ 基点第一七二五号から点ア見通し線上基点第一七二五号から二五〇メートルの点
  - 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  - 二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
  - 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
  - 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
  - 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一一六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
九月二十日から翌年三月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦江の浜地先
- 4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ及び点エの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第一七三〇号 笠岡市神島西側の神島・神島外浦界に設置した標識  
基点第一七五五号 笠岡市穂積島北端に設置した標識  
点ア 基点第一七五五号から笠岡市神島オソノ山頂見通し線と、最大高潮時海岸線との交差点  
点イ 点アから基点第一七五五号見通し線上点アから一〇〇メートルの点  
点ウ 点アから基点第一七五五号見通し線上点アから三五〇メートルの点  
点エ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から三五〇メートルの点  
点オ 基点第一七二〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から一〇〇メートルの点  
点カ 点イから点オ見通し線上点イから一五〇メートルの点  
点キ 点ウから点エ見通し線上点ウから一五〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 2 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 3 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 5 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一一七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業  
のり養殖業  
九月二十日から翌年三月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市穂積島北西地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域
- 点の位置  
基点第一七三〇号 笠岡市神島西側の神島・神島外浦界に設置した標識  
基点第一七五五号 笠岡市穂積島北端に設置した標識  
基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識  
点ア 基点第一七五五号から基点第一七三〇号見通し線上基点第一七五五号から五〇メートルの点  
点イ 基点第一七七〇号から笠岡市島山高見通し延長線上基点第一七七〇号から一、六〇〇メートルの点  
点ウ 基点第一七七〇号から笠岡市島山高見通し延長線上基点第一七七〇号から一、八七五メートルの点  
点エ 基点第一七五五号から基点第一七三〇号見通し線上基点第一七五五号から三〇〇メートルの点  
点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから二〇〇メートルの点  
点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから二〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 2 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 3 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 5 申請期間 告示の日から百二十日間

1 免許の内容となるべき事項  
免許番号 岡区第一一八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島北地先

漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二四号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台

基点第一七六六号 笠岡市高島北端に設置した標識

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

点ア 基点第一七六六号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七六六号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一七六六号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七六六号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一七六七号から基点第一七六六号見通し線上基点第一七六七号から五〇〇メートルの点

点エ 点ウから笠岡市小高島東端見通し線上点ウから二五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島南地先

漁場の区域 点ア、点イ、点カ、点オ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの本岸に設置した標識

基点第一八〇五号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西二〇〇メートルの点に設置した標識

点ア 基点第一七六七号から笠岡市高島南見通し線上基点第一七六七号から四五〇メートルの点

点イ 基点第一七六七号から笠岡市高島南見通し線上基点第一七六七号から七〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七六八号から基点第一八〇五号見通し線上基点第一七六八号から三五〇メートルの点

点カ 点ウから点ア見通し線上点ウから一〇〇メートルの点

点オ 点エから点ア見通し線上点エから一〇〇メートルの点

点エ 点ウから点イ見通し線上点ウから一〇〇メートルの点

点カ 点ウから点イ見通し線上点ウから一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

2 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

3 免許予定日 平成三十一年四月一日

4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点カ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によっ

て囲まれた区域

点の位置

基点第一七五三号 笠岡市明地島南西端(シロ石)に設置した標識

基点第一七五六号 笠岡市稲積島南端に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一七七八号 笠岡市高島南西百間ソワイ懸標

基点第一八二九号 笠岡市白石島小山頂上に設置した標識

点ア 基点第一七七〇号から基点第一八二九号見通し線上基点第一七

七〇号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一七五三号から基点第一八二九号見通し線と、点アから

広島県福山市鞆町仙酔島高見通し線との交差点

点ウ 点イから基点第一八二九号見通し線上点イから三〇〇メートル

の点

点エ 基点第一七七八号から基点第一八二九号見通し線上基点第一七

七八号から三五〇メートルの点

点オ 点アから広島県福山市鞆町仙酔島高見通し線と、基点第一七五

六号から笠岡市小飛鳥北端エノコイシ鼻見通し線との交差点

点カ 点ウから点エ見通し線と、基点第一七五六号から笠岡市小飛鳥

北端エノコイシ鼻見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛鳥

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によっ

て囲まれた区域

点の位置

基点第一七四四号 笠岡市差出島南端に設置した標識

基点第一七四八号 笠岡市明地島北端に設置した標識

基点第一七四九号 笠岡市明地島北東端に設置した標識

点ア 笠岡市差出島赤石から基点第一七四八号見通し線上笠岡市差出

島赤石から五〇メートルの点

点イ 笠岡市差出島赤石から基点第一七四八号見通し線上笠岡市差出

島赤石から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七四四号から基点第一七四九号見通し線上基点第一七

四四号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一七四四号から基点第一七四九号見通し線上基点第一七

四四号から五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛鳥

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島高須及び王泊地先

4 漁場の区域 基点第一七七九号、点ア、点イ、基点第一七六六号及び基点第一七

七三三号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの区域  
を除く。

点の位置

基点第一七二四号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤堤岸

基点第一七三二号 笠岡市神島外浦中村西防波堤突端に設置した標識

基点第一七四四号 笠岡市釜山島南端に設置した標識

基点第一七六六号 笠岡市高島北端に設置した標識

基点第一七七三三号 笠岡市高島北端に設置した標識

基点第一七七九号 笠岡市高島黒上港北防波堤基部に設置した標識

点ア 点イから基点第一七四四号見通し線と、基点第一七三三号から

基点第一七七九号見通し線との交差点

点イ 基点第一七六六号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七

六六号から二五〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島東地先

4 漁場の区域 基点第一七一五号及び点アを結んだ直線、基点第一七二〇号及び点

イを結んだ直線並びに基点第一七一五号と基点第一七二〇号の間にお  
ける最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートルの線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七一五号 笠岡市神島東側の神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿澤鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

一五号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

二〇号から一〇〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島高須及び王泊地先

4 漁場の区域 基点第一七六六号及び点アを結んだ直線、基点第一七七九号及び点

イを結んだ直線並びに基点第一七六六号と基点第一七七九号の間にお  
ける最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線と最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七六〇号 笠岡市ホヤ島北端に設置した標識  
基点第一七六六号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識  
基点第一七七九号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部

点ア 基点第一七六六号から基点第一七六〇号見通し線上基点第七六六号から五〇メートルの点  
点イ 基点第一七七九号から防波堤上五〇メートルの点

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

三 漁業種別、漁業の名称及び漁業時期

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二五号

2 漁業種別、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島石地先

4 漁場の区域 基点第一七五八号及び基点第一七六九号を結んだ直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七五八号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識

基点第一七六九号 笠岡市高島窓の鼻北端に設置した標識

地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二六号

2 漁業種別、漁業の名称及び漁業時期  
第三種区画漁業  
もがい養殖業  
一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地先

4 漁場の区域 基点第一七一五号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一七二〇号の各点

を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七一五号 笠岡市神島東側の神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿野東端に設置した標識

点ア 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

一五号から五五〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から倉敷市下水島北端見通し線と、点アから

笠岡市神島頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一七二〇号から五五〇メートルの点

3 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二七号

2 漁業種別、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島水場仕切鼻北地先

4 漁場の区域 基点第一八〇三号、基点第一八〇四号、点ア、点イ及び基点第一八

〇六号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの区域  
を除く。

点の位置

基点第一八〇三号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第一八〇五号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西二〇〇メートルの点に設置  
した標識

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソウ突端に設置した標識

基点第一八三二号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識

基点第一八三三号 笠岡市コゴチ島南端に設置した標識

点ア 基点第一八〇五号から笠岡市高島東北端見通し線と、基点第一  
八〇四号から基点第一八三二号見通し線との交差点

点イ 基点第一八〇六号から基点第一八三二号見通し線上基点第一八  
〇六号から九〇メートルの点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 笠岡市白石島

免許予定日 平成三十一年四月一日

存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島仕切鼻から島ノ口に至る地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、基点第一八〇八号、点カ、点キ及

点の位置

基点第一八〇三号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八三三号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八三三号 笠岡市白石島宮ノ鼻東端に設置した標識

基点第一八七三三号 笠岡市北木島町宇矢倉と宇上松原の境界の鼻突端に設置し  
た標識

点ア 基点第一八〇三号から香川県丸亀市手島高ノ越見通し線上基点  
第一八〇三号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一八三三号から基点第一八七三三号見通し線上基点第一八  
三五号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八〇八号から笠岡市北木島八幡鼻突端見通し線上基点  
第一八〇八号から二〇〇メートルの点

点エ 点オから笠岡市北木島鶴石見通し線上点オから一五〇メートル  
の点

点オ 笠岡市白石島島ノ口三ツゲン松から笠岡市北木島町鶴石見通し線  
と、基点第一八〇八号から基点第一八三三号見通し線との交差点

点カ 基点第一八三五号から基点第一八七三三号見通し線上基点第一八  
三五号から一〇〇メートルの点

点キ 基点第一八〇三号から香川県丸亀市手島高ノ越見通し線上基点  
第一八〇三号から一〇〇メートルの点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地元地区 笠岡市白石島

免許予定日 平成三十一年四月一日

存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業  
のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置

第一種区画漁業 笠岡市白石島西之浦地先

三七号の各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七五五号 笠岡市福積島北端に設置した標識

基点第一七五六号 笠岡市福積島南端に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一八一九号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八三六号 笠岡市白石島魚石に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第一八一九号から基点第一八二七号見通し延長線と、基点第一八三六号から笠岡市島山見通し線との交差点

点イ 笠岡市白石島応神山山頂から広島県福山市新町仙酔島高見通し線と、基点第一八三六号から笠岡市島山見通し線との交差点

点ウ 点イから広島県福山市新町仙酔島高見通し線上点イから三五〇メートルの点

点エ 点ウから基点第一七五五号見通し線と、点カから点オ見通し延長線との交差点

点オ 基点第一八一七号から基点第一七五六号見通し線上基点第一八一七号から五〇〇メートルの点

点カ 基点第一八一七号から基点第一七七〇号見通し線上基点第一八一七号から五〇〇メートルの点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

5 地元地区

笠岡市白石島

二 免許予定日

平成三十一年四月一日

四 存続期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間

告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業  
のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置

笠岡市カナリ島北端地先

点イ、点オ、点エ、点ウ及び点イの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一〇号 笠岡市白石島ヒラタ鼻に設置した標識

基点第一八一四号 笠岡市カナリ島南端に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

点ア 基点第一八一四号から基点第一八一〇号見通し線と、基点第一八二二号から笠岡市神島御崎南端見通し線との交差点

点イ 点アから基点第一八一〇号見通し線上点アから二〇〇メートルの点

点ウ 点カから笠岡市弁天島北西端見通し線上点カから二〇〇メートルの点

点エ 笠岡市弁天島北端から真方位二五一度三〇分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛鳥西端見通し線との交差点

点オ 基点第一八一〇号から基点第一八一四号見通し延長線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛鳥西端見通し線との交差点

点カ 笠岡市弁天島北端から真方位二五一度三〇分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から基点第一八二二号見通し線との交差点

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

5 地元地区

笠岡市白石島

- 一 地元地区 笠岡市白石島
- 二 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 三 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一三二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市白石島北東地先

- 4 漁場の区域 基点第一八〇号及び基点アを結んだ直線、笠岡市白石島屏風岩及び

基点イを結んだ直線並びに基点第一八〇号と笠岡市白石島屏風岩との間

における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

基点第一八〇号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識

基点第一八二〇号 笠岡市沖ノ白石燈台

点ア 基点第一八〇号から基点第一八二〇号見通し線上基点第一八

〇一号から三〇メートルの点

点イ 笠岡市白石島屏風岩から基点第一七六七号見通し線上笠岡市白

石島屏風岩から三〇メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 二 地元地区 笠岡市白石島

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一三二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

- 4 漁場の区域 基点第一八三八号、点ア、点イ及び基点第一八一九号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一九号 笠岡市赤天島西端に設置した標識

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八二八号 笠岡市白石島小山西端に設置した標識

基点第一八三四号 笠岡市白石島阿之浦先西端に設置した標識

基点第一八三八号 笠岡市赤天島南端に設置した標識

点ア 基点第一八三八号から基点第一八二八号見通し線と、基点第一

八三四号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

点イ 基点第一八一九号から基点第一八二七号見通し線と、基点第一

八三四号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 二 地元地区 笠岡市白石島

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一三二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島ノ口地先

4 漁場の区域 基点第一八〇八号及び笠岡市白石島三ゲンボ鼻を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

地元地区 笠岡市白石島

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第一八一七号、基点第一八三八号、点ア及び基点第一八三四号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八二八号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

基点第一八三四号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第一八三八号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

点ア 基点第一八二八号から基点第一八二八号見通し線と、基点第一八三四号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

地元地区 笠岡市白石島

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町豊浦地先

点の位置

基点第一八七七号 笠岡市北木島八幡鼻突端に設置した標識

基点第一八七八号 笠岡市北木島町水崎鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八七七号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第一八七七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一八七八号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第一八七八号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一八七八号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第一八七八号から一〇〇メートルの点

4 漁場の区域 基点第一八七七号、基点第一八七八号、点ア及び基点第一八七八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八七七号 笠岡市北木島町豊浦地先

基点第一八七八号 笠岡市北木島町水崎鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八七七号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第一八七七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一八七八号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第一八七八号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一八七八号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第一八七八号から一〇〇メートルの点

地元地区 笠岡市北木島町

二 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先  
4 漁場の区域 点ア、点イ及び基点第一八六三号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八六三号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一八七九号 笠岡市北木島布越南東端に設置した標識

点ア 笠岡市北木島トンギリ山（一八〇）から笠岡市茂床島島頂見通し線と、笠岡市北木島最大高潮時海岸線との交差点

点イ 笠岡市北木島トンギリ山（一八〇）から笠岡市茂床島島頂見通し線と、基点第一八六三号から基点第一八七九号見通し線との交

差点

地点地区 笠岡市北木島町

免許内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先

4 漁場の区域 基点第一八六二号、点ア及び基点第一八七九号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八六二号 笠岡市北木島町中山防波堤突端に設置した標識

基点第一八六三号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一八七九号 笠岡市北木島町布越南東端に設置した標識

点ア 笠岡市大島南端（五八）から基点第一八六二号見通し線と、基

点イ 笠岡市大島南端（五八）から基点第一八六三号見通し線と、基

1 免許番号 岡区第一三八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島大島西地先

4 漁場の区域 基点第一九三七号、点ア、基点第一九五〇号及び基点第一九五二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九三七号 笠岡市大島三郎五郎舟に設置した標識

基点第一九五〇号 笠岡市小島北端に設置した標識

基点第一九五二号 笠岡市大島南端に設置した標識

点ア 基点第一九三七号から基点第一九一七号見通し線と、基点第一九五〇号から笠岡市北木島町八幡山（一四二）山頂見通し線との

交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

地点地区 笠岡市真鍋島及び大島

免許予定日 平成三十一年四月一日

存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ふぐ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島北地先

4 漁場の区域 基点第一九三〇号、点ア、点イ及び基点第一九四七号の各点を順次

結んだ三直線と笠岡市六島港江漁港西防波堤及び最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域。ただし、基点第一九三〇号と基点第一九四一  
号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの区域を除  
く。

点の位置

基点第一七八四号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九三〇号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

基点第一九四一号 笠岡市六島港江漁港西防波堤基部に設置した標識

基点第一九四七号 笠岡市六島港江漁港西防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第一九三〇号から笠岡市ハブ島北東端見通し線上基点第一

九三〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第一九四七号から基点第一七八四号見通し線と、基点第一

九二五号から点ア見通し線との交差点

地元地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ふぐ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島東地先

4 漁場の区域 基点第一九二六号、点ア、点イ及び笠岡市六島前浦港北防波堤曲が

り角の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ  
た区域

点の位置

基点第一九二六号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一九二六号から香川県三豊市詫間町粟島西端見通し線と

基点第一九二六号から五〇メートルの点

点イ 笠岡市六島前浦港北防波堤曲がり角から香川県三豊市詫間町箱

崎灯台見通し線上笠岡市六島前浦港北防波堤曲がり角から一五〇

メートルの点

地元地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間